

平成 29 年 9 月 29 日

赤井委員

今回の報告等にはなかったのですが、地震、それから津波等々の災害時において発生する様々なゴミ等についての問題について、この夏も各市町のヒアリングを行った際に、いろいろと懸念をしているという点がありましたので、災害廃棄物処理対策について伺いたいと思います。

神奈川県は、今年の 3 月に神奈川県災害廃棄物処理計画をつくったということです。その中で県は市町村と国との間に入って、どういう立場になるのか、そして、それに対して神奈川県としてどのような形で取り組んでいるのか伺います。

資源循環推進課長

災害廃棄物につきましては、基本的には一般廃棄物となりますので、一義的には市町村がその処理を行うということになっております。県の役割といたしましては、市町村や民間事業者団体等との調整及び適正かつ円滑で迅速な処理に向けた技術的支援といったものになります。

また、東日本大震災や熊本地震のような大規模な災害発生時には、被災した自治体が主体となって処理を行うことが困難な場合もございます。こういった場合には、県に対して事務委任の要請があり、そういった場合は、県が主体となって災害廃棄物の処理を実施していく事例もございます。

神奈川県では、平成 7 年の阪神淡路大震災を踏まえまして、本県が被災した場合の災害廃棄物を円滑に処理するため、平成 8 年 3 月に県市町村の役割など、基本的事項を定めた県災害廃棄物処理基本大綱を策定いたしました。その後、平成 23 年 3 月の東日本大震災では膨大な災害廃棄物が発生し、災害廃棄物の処理が被災地の復旧、復興にとって大きな課題となりました。そこで、国は災害廃棄物対策指針を作成するとともに、廃棄物処理法の基本方針に、都道府県及び市町村において災害廃棄物処理計画を策定することを規定いたしました。これを受けまして、今年 3 月に、先ほど委員のおっしゃいました災害廃棄物処理計画を新たに策定いたしました。

県の災害廃棄物処理計画では、処理の役割分担、基本方針、平時の備えとして市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援や訓練の実施、さらには発災時における必要な業務等を定めております。

赤井委員

神奈川県の災害廃棄物処理計画の基本的な考え方としては、先ほど話があったように、災害廃棄物は一般廃棄物になるので、基本的には基礎自治体の問題という形ではあるのですが、それを市町村が円滑に迅速に処理するために、神奈川県としては支援体制、調整、国との調整、今話があった事務委託も受け付けるという話だったと思うのです。少し話が違いますが、し尿についてはどうなのですか。

資源循環推進課長

し尿についても、一義的には市町村での処理ということになります。ただし、

神奈川県の場合は、下水道はかなり普及しているという実態があるということ、し尿処理の体制は整っていない部分があります。あらかじめその辺についても、県が調整役として市町村あるいは民間事業者との平時の備えということをやっつけていかなければいけないと思います。

赤井委員

平時の備えという形なのですか、し尿処理についても、神奈川県としてし尿処理担当になっていると思うのです。具体的に、例えば、し尿の場合、バキュームカーが必要になると思うのですが、ここら辺の今のキャパシティーは、どの程度あるのですか。

資源循環推進課長

今、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、先ほども申し上げたとおり、下水の普及がかなり進んでいるということから、市町村が直接バキュームカーを持っているというところは非常に少なく、自治体は、災害が発生した場合、し尿処理を第一にやらなければいけないということで、民間事業者が所有しているバキュームカーを事前に協定等の中で使える形にしていくことが重要であると考えております。

赤井委員

今までの災害を見ていますと、トイレの問題が一番気になっている点だと思うのです。マンホールトイレの話も出てきているのですが、今言ったように、若干の期間はマンホールトイレでも可能かもしれないのですが、最終的にはバキュームカーで処理をする形になると思うのです。そういう意味では、神奈川県が平時としても、し尿処理についてしっかりと取り組むことになっているのですが、そういう点では、民間が持っているバキュームカーが、どんどん少なくなってきたと思うのです。だから、そうした場合、最後にどうするのか、国も考えているかどうか分からないのですが、その辺について何かつかんでいる点がありますか。

資源循環推進課長

大規模災害の場合、国の環境省が中心になりまして、国や関東地方環境事務所が要となって処理をするということです。神奈川県内でそういうバキュームカー等が確保できない場合は、他の都道府県に対して要請していくことになっています。それも県の役割の一つと認識しております。

赤井委員

具体的に、そこら辺をしっかりとつかんでおく必要があると思います。今後の課題になると思うので、きちんと詰めておいていただきたいと思います。

それから、神奈川県は今回こういう廃棄物処理計画をつくりましたが、市町村も策定することになっていると思う。その策定状況について、市町村、例えば地元の平塚市、あるいは西部地域の市町で、災害廃棄物処理計画をつくる担当者はいないと思うのです。そういう点では、担当者がいない市町村に対して、県としてしっかりと様々な形で援助していかなければいけないと思うのです。県の支援体制として、どのような形で支援してきているのか、この2点について伺います。

資源循環推進課長

市町村災害廃棄物計画の策定状況でございます。

現在、神奈川県内で計画を策定しているのは10の市町でございます。具体的には、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、小田原市、秦野市、海老名市、大磯町、二宮町といった10の市町でございます。また、計画未策定の23自治体のうち、七つの自治体については、平成30年度までに新たに策定することを予定しております。

また、計画策定に対する市町村への支援ということでございますが、まず、今年度、県西地域県政総合センター所管の10の市町を対象にいたしまして、市町村災害廃棄物処理計画策定支援セミナーを開催いたしております。このセミナーでは、災害廃棄物の処理経験がある被災市の職員からの講演や、各市町の担当者が災害廃棄物処理計画を作成する演習を行っております。

今後こうした取組を通じまして、市町村が実行性のある計画を策定できるように支援していきたいと考えております。

赤井委員

その中には、神奈川県もそうなのですが、市町村では災害廃棄物の仮置き場の話が出てくると思うのです。町、市の所有地であればいいのですが、県有地等が結構市町村にあるわけです。そういう意味では、県有地についての災害廃棄物の仮置き場として提供できるのでしょうか。市町村に、当然のことながらアナウンスしていると思うのですが確認したいと思います。

資源循環推進課長

災害時の廃棄物の仮置き場ということですが、これも、基本的には市町村の災害廃棄物処理計画の中で候補地を定めていただきたいと思います。ただ、委員御指摘のとおり、県有地でも広い土地がございますので、そういう要望がございましたら、私どもの方で担当部局と調整していきたいと考えております。

赤井委員

先ほどの市町村災害廃棄物処理計画が、まだ未策定である自治体は23市町あるということです。平成30年度までに7自治体ということなので、まだ18自治体が全然出来ていないということです。今言ったように、市町から県有地を使いたいと言ってくれば、それについて検討するということです。災害がいつ起こるか分からないし、最近、ゲリラ豪雨だとか、昨日は三浦市、横須賀市方面での豪雨を考えると、いつどこで何が発生するか分からない。こういう中で、災害廃棄物処理については、市町に早急に策定してもらおう。そしてまた県として、県有地がこれだけあるということで、逆に情報を提供する。こういうことが必要ではないかと思うのですが、その辺についての今後の対応はどうでしょうか。

資源循環推進課長

市町村の中でなかなか計画がまだ出来ていない。これについては、県からも早期の策定を呼び掛けていきたいと思っております。また、その支援として、今回行っているセミナーなどを、引き続き行っていきたいと考えております。

災害廃棄物処理計画について市町村が策定する中で、仮置き場も含めて、具

体的な問題が分かってくると思います。それについては、県でも必要な調整をしていきたいと考えております。

赤井委員

市町で当然計画をつくらなければいけないのですが、行政だけで区切るのではなくて、地理的な問題を考えると、広域的に見てあげる必要があると思います。その辺も、神奈川県が調整役となって、この災害廃棄物処理計画を、市町が単独でつくるべきということはもちろんですが、広域自治体という点で、県が指導してあげないと出来ないと思うのです。是非その辺についても検討していただきたい。

同時に、民間事業者が非常に大事になっていくと思います。例えば、神奈川県産業資源循環協会があります。こういうところと、いろいろな点で県との協定等も結んでいると思うのですが、その辺の連携についてはどう考えますか。

資源循環推進課長

委員のおっしゃるとおり通常は市町村が処理しますが、地震時には神奈川県産業資源循環協会の皆さんが処理をしている廃棄物も出てくると考えられます。県では、大規模災害時における災害廃棄物の処理、被災建物の解体撤去に関して、今申し上げた神奈川県産業資源循環協会あるいは神奈川県建設業協会、神奈川県建物解体業協会の3団体と協定を締結しております。また、この3協定につきましては、今年4月に平時における協力体制を追加するなどの改定を行いました。

今後も、各団体と十分に意見交換を行い、大規模災害時において、民間事業者の保有する資機材、処理施設、あるいはその処理のノウハウ、こういったものが有効に活用できるように、連携を強化してまいりたいと考えております。

赤井委員

先ほど申し上げたし尿の問題と、それから仮置き場の問題などなども、広域的に考えていく必要があると思います。平時の準備が大事だと思います。是非その辺についてしっかりと詰めていただきたいとお願いしておきます。

次に、鳥獣被害について、先ほど来、先行会派からいろいろな話がありました。特にこの中の23ページにジビエを活用した捕獲体制の強化ということで、移動式解体処理車というコメントがありました。ジビエとして活用するということなのですが、捕獲者の負担軽減を図るとはどのような意味なのですか。

自然環境保全課長

農地の周りでの有害鳥獣の捕獲は、わなで捕獲などする場合がありますが、その個体については、とどめを刺した後の処分の多くの場合は穴を掘って埋める、または焼却するといった処理がされております。これは、捕獲者である農家にとってはかなりの負担になっている、非常に厳しいところでございます。

そこで、焼却や埋設することになっている個体を食用に回す、そのための移動式解体処理車において、現場近くで適切な処理を行うことによりまして、捕獲者の埋設、焼却の負担が軽減するので、有害鳥獣の捕獲が一層進んでいくと期待してございます。

赤井委員

保健福祉局の所管となる食品衛生法に基づく施設基準に基づいて、この移動解体処理車において処理するということですが、大きさ、それから設備、そういうものについては、どのようなものになりますか。

自然環境保全課長

国内でも現実に稼働している移動式解体処理車の台数は、大変少ないということですが。

私どもが予算措置させていただいている中で想定しております車両は、2トンの貨物車を基本といたしまして、解体や、衛生的に処理するための水を備蓄する、冷蔵施設を持つ、こういった架装をしております。2トン車の長い車両のスペックになってございます。

赤井委員

2トンのロングボディーだと思うのですが、細かい点を聞きますと、例えば、移動式解体処理車はオールインワンです。全ての中で含んでいると思うのです。当然排水も、当然のことながら貯水した後で処理しなければいけないと思うのです。そういう意味では相当大きなものになるのだと思うのですが、このスケジュールからいきますと、平成30年2月以降、移動式解体処理車の運用開始になっているのですが、導入するに当たり、県で所有をする形になるのですか。それとも、どこかで今計画をしているところがあるのでしょうか。

自然環境保全課長

移動式解体処理車は、県有とするものではございません。民間事業者が購入して運用する予定としております。県といたしましては、この購入費用を補助する予算を措置し、計上させていただいているところでございます。

赤井委員

購入の補助等については、特に今回伺っていなかったと思うのですが、2トンのロングボディーとして、大体どのぐらい製作費がかかるのでしょうか。

自然環境保全課長

この移動式解体処理車について、現在は、発注の運びとはなっておりません。県で予算措置した上での想定としては、おおよそ2,000万円を上限として、補助を考えてございます。

赤井委員

どこかで造るとなれば、車両費の2,000万円について、10分の10の助成をするということなのですか。

自然環境保全課長

費用といたしましては、国の交付金、また県としての補助を含めまして、購入費用の4分の3を上限としています。つまり1,500万円を上限としてございます。

赤井委員

2,000万円近い車になります。ロングボディーなので特注品でしょうから、そのぐらいかかるのもしょうがないのかもしれませんが。既にここに出ている神奈川県西部広域有害鳥獣対策協議会に事業者の公募期間が出ていて、事業者決定と出ていますが、もう既に決まっているのでしょうか。

自然環境保全課長

報告にございますように、神奈川県西部広域有害鳥獣対策協議会は県西部の2市8町の農業関係団体などから成る協議会でございますが、この中で、プロポーザル方式によりまして事業者の公募を行ったところでございます。今現在、この応募があった民間事業者1者を優先交渉先にいたしまして、事業の詳細、事業の運用について最終的な協議を行っている状況でございます。

赤井委員

当事者は約500万円ですから、通常のトラックを買うぐらいで済むかもしれないのですが、2,000万円ほどかかる車を造って、実際にジビエを活用することについて、手を挙げたところがあるわけです。採算が合うと思ったのかもしれないのですが、何頭とって販売すれば、採算に合うのでしょうか。費用対効果について、事業者から提案はあったのでしょうか。

自然環境保全課長

先ほど答弁させていただきました県西部2市8町から成る協議会の事務局は、小田原市が行っております。こちらの提案内容を、県として把握している範囲で申し述べますと、事業者につきましては、年間300頭の捕獲の収集を行い、その中で、小さい個体や捕獲の際に血液などが付着して利用できない個体もございしますが、この300頭の中で使っていく考えでございます。

イノシシを300頭という想定であれば、費用対効果によって得られる効果が出てくる。事業者が自立的に経営を行える、そして交付金が生かせるということで協議をしているところでございます。

赤井委員

今、イノシシという話ありましたが、シカも増えてきている。イノシシのジビエだけに限るのですか。シカについてはどうなのでしょう。

自然環境保全課長

今回、当常任委員会に報告させていただいたとおり、イノシシ、シカともに捕獲数は過去最高の捕獲数という県内の状況でございます。

一般的に申し上げまして、イノシシの肉の方が料理としての用途、食材としての用途が広いと言われておりまして、食用に適するのではないかとということです。イノシシ被害の近年での農業被害の増加に伴いまして、まずはイノシシで運用してまいりたい。その先の事業の展開に応じまして、また協議の余地があると考えてございます。

赤井委員

シカもおいしい食べ方が若干ある。作り方もあると聞いています。是非その辺は今後の課題にしていきたい。

神奈川県のホームページに鳥獣被害が出ているのですが、クマの生息数についても出ています。特にクマについては、様々な目撃情報から始まっているものがあるのですが、最近のクマの目撃情報はどのような状況でしょうか。たしか、去年辺り相当多かったということです。

自然環境保全課長

クマの目撃情報でございます。

本年は、大変目撃例が多かった昨年に比べますと少ない水準ではございます

が、それでも、例年に比べますと若干多い数で推移しております。

平成 29 年 9 月末時点の目撃数で申し上げますと、本年は 48 頭でございます。昨年が 66 頭、一昨年、平成 27 年は 44 頭で状況でございます。

赤井委員

ホームページ等の目撃情報では、去年は 193 件となっていませんか。

自然環境保全課長

今御指摘のございました 193 件は、年度を通じた 1 年間でございまして、今、私が答弁させていただいたのは、いずれも 9 月末現在での数値でございます。

赤井委員

そういう意味で、増えてきていると思います。

そのような中で、先日の当常任委員会でも先行会派から話があった、生息数については 40 頭前後ということです。この数については、ヘア・トラップ調査を実施したと聞いております。ちなみに、このヘア・トラップ調査はいつやったのですか。

自然環境保全課長

お話のございましたヘア・トラップ調査を実施したのは平成 18 年度から平成 20 年度に実施いたしまして、その後、解析をしております。

赤井委員

約 10 年たっているのです。神奈川県内に 10 年前で約 40 頭はいるのではないかということです。10 年たっていることを考えますと、相当数に変動があるのではないのかと思うのです。そういう点については、いろいろな統計上の数値があるかもしれないのですが、実際にこうやって、去年も今の時点で 66 頭の目撃、1 年間で 193 頭の目撃があったということです。一昨年よりも人里での目撃情報が増えていると考えますと、相当頭数が変わってきていると思うのです。そういう意味で、県として、この生息数について再度、調査を実施する予定について、今どういうふうに考えていますか。

自然環境保全課長

クマの生息数の動向を把握することは、対策を行っていく上で大変重要であると考えております。人里近くに出没するクマの防除と併せまして、クマの目撃情報や各種調査などのデータを、フルに活用しまして、今後とも動向の確認に努めてまいりたいと考えております。

赤井委員

ヘア・トラップ調査をもう一回やることはありませんか。なぜそれができないのかと思うのです。

自然環境保全課長

ヘア・トラップ調査について、平成 18 年度から平成 20 年度に実施したと申し上げます。今現在、質疑にございましたおおむね 40 頭程度という数字は、その後捕獲された個体の、統計学的な手法で解析したものでございます。

このヘア・トラップ調査が、全て丹沢山塊のクマのデータを、一人別データが収集できるものではなく、労力、時間を大変要するものでございます。今後のクマの目撃情報、各種データの収集と併せまして、ヘア・トラップ調査の有効性を再度検証してまいりたいと考えております。

赤井委員

クマも、神奈川県内だけにとどまっているわけではないでしょう。山梨県へ行ったり、静岡県へ行ったり、東京都へ行ったりするわけです。向こうから逆に来るということもあるでしょう。10年間で当然あちこち移動していると思うのです。山を抱えている自治体において、クマが人里に出てきていて怖いという話も聞いています。農作物の被害等も出ているわけです。この辺については、是非積極的に頭数の調査等について考えていただきたいと思います。

それから、この鳥獣被害対策の負担軽減ということで、集落環境調査について、先日9月22日に、ドローンを活用して実施したということです。ドローンを活用した結果、どのような状況だったのか、それについて御説明ください。

自然環境保全課長

9月22日の調査の内容でございます。

相模原市緑区の名倉地区で実施をいたしました。飛行高度40メートルから80メートルで範囲を変えながら、5回の飛行データを得ることができました。具体的には、農地周辺のやぶや樹林地の状況、イノシシの掘り起こし跡、防護柵の種類、これはロープかメッシュかワイヤーかといった種類、それから作付け果樹の種類などの主な判別をできまして、おおむね予定どおりの成果を得ることができました。

また、目視による調査等だと2時間ぐらい行程がかかると考えられますが、ドローンを使うことで大変短時間で確認ができたと考えてございます。

赤井委員

ドローンを使って、相当負担の軽減ができたと思うのですが、夏と冬で当然、茂みの繁茂の具合が違うでしょうから、経年変化についてはしっかりと比較をしていただきたいと思うのです。ドローンを活用して、映像で撮影をする際に、GPSで、緯度、経度もきちんと把握しているのですか。

自然環境保全課長

このドローンの飛行につきまして、事前にGPSデータを入力することによりまして、所定の飛行ルートをジグザグ状に飛行させて、もれなく地上を観察する作業を行っております。その段階で、動画のデータも同時に取得しています。

赤井委員

そのGPS等を搭載していれば、この次に調査をするとき比較等ができると思います。そういう意味で、有効だと思います。次は、この常任委員会が開催していないときにやっていただきたいと思います。そうすれば我々も見に行くことができると思いますので、その辺について、是非検討していただきたいと思います。

最後に、地球温暖化対策計画について伺いたいと思います。まず、今回の地球温暖化対策計画は昨年10月に改定されたということです。内容を見ていて、前回の6月の定例会で発表があった去年の3月に発表された環境基本計画と非常に似ているのです。環境基本計画の中の一部が地球温暖化対策と思うのです。そういう意味で、この環境基本計画が上位計画ととられるのではないのかと思います。



この環境基本計画で大きく三つ、持続可能な社会の形成、豊かな地域環境の保全、神奈川のチカラとの協働・連携とあって、その下に、地球温暖化対策とか資源循環、学習があつて、こういう形なっている。この地球温暖化対策計画も、前回の資料等を見ますと、丸々コピーみたいなところが非常に多くなつてきている感じがします。今言ったような地球温暖化、学習、資源循環のところは、正にコピーと思うのですが、その辺についてはどういうことなのでしょう

環境計画課長

環境基本計画は、次世代につなぐ環境づくりということで目標を据え置いておりまして、地球温暖化対策も正にその視点に立った2030年のCO<sub>2</sub>の削減を目標に置いて、目標等が非常に共通する部分がございます。したがいまして、やはり施策も、同じような施策が盛り込まれているものと承知しております。

赤井委員

この地球温暖化対策計画だけを見れば、先ほど来いろいろ話がありましたように、目標値だとかいろいろなものが出ています。環境基本計画と本当にほとんど同じような点が、地球温暖化対応等に出てきているのです。そういう中で、今言ったようにやむを得ないことなのかもしれないのですが、まず産業部門の削減対策の中で、事業活動温暖化対策計画書が出ています。対象となる大規模事業者はどういう事業者で、県内では該当する事業者数は大体どのぐらいあるのでしょうか。

環境計画課長

大規模排出事業者につきましては、年間のエネルギー消費量が原油換算で1,500キロリットル以上が対象になります。具体的に、県内では約500を超える事業者になります。500から、大体520ぐらいの間で、毎年対象数が変わっている状況でございます。

赤井委員

大規模事業者500とか520ということになりますと、相当きちんとした会社だと思えます。そういうところであれば、なおさらのこと、この重点施策の2020年度に向けて、2020年度目標74%と出ているのですが、100%に何でできないのでしょうか。これは義務付けられていないのでしょうか。

環境計画課長

対象事業者には提出が義務付けられております。

なぜ達成ができないかというところなのですか、それぞれ事業者につきましては、目標をあらかじめ3年ないし5年ということで設定して取り組んでいただいております。その中では、それぞれ事業者において、例えば、事業所の数を増やしたり、それから稼働時間を増やしたり、減らしたり、その計画を立てた当初とさまざまな状況が変わることがございます。そういった状況で、やむなく事業者も目標を達成することができないという状況でございますので、本県としてもこの目標設定については適切な数値であると考えております。

赤井委員

ちなみに、国の目標については、どの程度の目標を掲げていますか。

環境計画課長

国の目標ですが、国は具体的に、産業部門の削減量の設定はしていません。国は、あくまでも温室効果ガスの排出量を27%削減するという目標になっております。

赤井委員

神奈川県独自でこの目標を掲げているということです。神奈川県は、先ほど来話があるように、国よりも1%削減を余計にしようと考えているのであれば、これについても100%の目標でもいいのではないのかと思うのです。

業務部門の削減対策の中で、延床面積が一定規模以上の大規模な建築物を新築又は増改築する場合、建築主に建築物温暖化対策計画書の提出を求めると出ているのですが、この一定規模はどの程度なのか。例えば、ここに出ています、今年度の予定は126件ということですが、この数字は今後どうなのでしょう、増えるか、増えないのか、分からないのですか。

環境計画課長

建築物の温暖化対策計画新制度でございますが、対象としては、延べ床面積が2,000平方メートル以上、新築の場合、増改築によって2,000平方メートルを超える場合も含まれます。

これまでの経緯でございますが、年間やはり約100件から120件で提出がされておりますので、今後もそのペースで提出されるのではないかと考えております。

赤井委員

その中で、建築物環境総合性能評価、CASBEEが出ています。CASBEEによる評価について、星四つ以上の割合について、2020年度の目標で30%にすると出ているのです。神奈川県ではかながわCASBEEかながわとひらがなが振られています。本来のCASBEEとこのCASBEEかながわは、同じような評価、同じ内容なのか。

環境計画課長

CASBEEかながわでは、特に重点項目として扱っている項目がありまして、地球温暖化への配慮、それからヒートアイランド現象の緩和を重点項目として位置付けているところでございます。

赤井委員

このCASBEEは、建築物環境総合性能評価システムということで、建築物の環境性能を評価し格付けする手法として国際認証だとか、あるいは国の認証制度で認証してくれるものなのですか。どういう形で、このCASBEEを評価する方法になっていますか。

環境計画課長

このCASBEEは、あくまでも提出する事業者が自己評価する制度でございます。したがって、認証制度は、現時点ではございません。

赤井委員

このCASBEEは、自分で評価するということです。それが総合評価でS、A、B+、-、Cと、ランクが五つほどあるのです。例えば、CASBEEでB-だとかCだとかという形になると、県は、あなたのところは評価としては

悪いので直しなさいとか、こういう判断をするのですか。

環境計画課長

県としては、例えば、B＋、B－であっても、それが駄目ということはなかなか難しい立場にはあります。神奈川県では、例えば、再生可能エネルギーを導入してください、それからLEDの普及もしていきましょうということを事業者をお願いしております。結果として、事業者が経費の観点から、なかなかそういった導入に踏み切っていただけないという状況があり、B＋、B－にとどまっている事業者もございます。

赤井委員

神奈川県は、このZEBとかZEHとか、このようなことを一生懸命民間に勧めております。また、このCASBEEかながわという評価システムも使いながら提出をさせるという形を義務付けているわけです。ちなみに、神奈川県の県有施設のCASBEEの状況については、去年はどうでしょうか。

環境計画課長

昨年度提出された件数は、県有施設ですと6件あります。そのうち、A評価ですと3件、それから、B＋2件、B－が1件となっております。

赤井委員

神奈川県が民間に一生懸命勧めているのに、B－が1件あったと伺っています。この辺については、去年の提出ですから、これから施工という形になってくると思います。県有施設でB－はとんでもないことではないかと思えます。ちなみに、B－はどこの施設ですか。

環境計画課長

これは、相模原市にある相原高校になります。

赤井委員

相原高校は、これから建てられるわけです。環境農政局としては、神奈川県の県有施設がB－になっていることをしっかりと教育委員会等に進言しなければいけないのではないかと思うのです。このことについて最後に、環境農政局長に伺います。

環境農政局長

正にこのCASBEE、温暖化対策計画自体について、いろいろ条例のときから御議論もいただきました。基本的には事業主の主体的な取組が基本ではあります。そうした中で、正に神奈川県も事業者としての立場で、しっかりと模範を示していかなければならないこととございます。今のお話をしっかりと承って、教育委員会に申入れをしていきたいと思えます。教育委員会だけではなくて県全体で取り組むべきことと捉えております。県有施設の在り方につきましても、そういった観点できちんと申入れをしていきたいと考えています。

赤井委員

環境農政局においてSDGsの先べんを付けるという意味でも、各局に持続可能な開発目標ということで、しっかりと発信をしていただきたいと思います。お願いをして、私の質問を終わります。